

# 大阪音楽大学における公的研究費に関する不正防止計画

2013年11月25日 学長裁定

2016年12月20日 改定

## 1. 目的

大阪音楽大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な使用を確保するため、「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程」第5条に基づき、次のとおり「公的研究費に関する不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施する。

## 2. 不正防止計画

### 1) 運営・管理体制

不正防止計画の運営及び管理体制は、「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 科学研究費補助金の取扱いに関する規程」第2条に基づき、次のとおり組織する。

#### (1) 最高管理責任者

最高管理責任者は学長とし、公的研究費の適正な運用及び管理について最終責任を負う。

#### (2) 統括管理責任者

統括管理責任者は事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運用・管理について本学全体を統括する。

#### (3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は学務事務部門長とし、公的研究費の適正な運用及び管理について実質的な責任と権限を持つ。統括管理責任者の指示の下に具体的な方策を講じ、実施状況を確認するとともに、すみやかに統括管理責任者に報告する。また、競争的資金等の運営・管理に関わる総ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施、又は機会提供し、その受講状況を管理・監督する。加えて、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### 2) 公的研究費の不正防止計画推進担当者

研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者として不正防止計画推進担当者を置く。不正防止計画推進担当者は学務事務部門長とし、公的研究費の申請及び管理に関する業務の一環として、不正発生の要因を精査した上で不正防止計画の推進を学務事務部門の職員とともに担当する。

### 3) 誓約書の提出

(1) 公的研究費を獲得した研究者は、「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 科学研究費補助金の取扱いに関する規程」第5条第3号に規定する誓約書を学長に提出し、同誓約書により「研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神」について確認するとともに、公的研究費の助成条件、使用ルール及び本学の規程等を遵守し、研究費の適正な使用と効率的な研究遂行を誓約する。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる総ての教職員は、誓約書により、本学の規則等を遵守し、不正を行わないこと、また規則等に違反して不正を行った場合は、本学及び当該公

的研究費の配分機関に対する責任、並びに法的な責任を負担することを誓約する。

- (3) 公的研究費に関わる本学との取引額が1年間10万円を超える業者、又はそれ未満であっても不正の発生する要因が懸念される取引については、当該業者から次の事項を含む誓約書を提出させる。ただし、JR各社及び航空会社等の公共交通機関は除外する。
- ア. 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
  - イ. 本学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に応じること。
  - ウ. 本学の教職員から不正な取引行為の依頼があった場合には、本学に通報すること。
  - エ. 不正が認められた場合は、取引停止を含む本学の措置に対し異議を申し立てないこと。

#### 4) 公的研究費の適正な運営・管理のための環境の整備

##### (1) 物品の発注と検収

- ア. コンプライアンス推進責任者は、研究者が年度末に偏った予算執行を行わないように留意し、当該研究者に対し、研究計画に基づく遅滞のない研究費の執行を促すとともに、翌年度への繰越、他の経費との合算使用、残額の返還についての周知を行う。
- イ. 業者への発注は、研究遂行上、緊急を要する場合等を除き、学務事務部門が行うことを原則とする。
- ウ. 単価が100万円以上の物品の検収については、別途、検収調書を作成する。

##### (2) 人件費・謝金

- ア. コンプライアンス推進責任者は、研究補助の従事者（以下、「研究補助者」という。）に対し、業務開始日以前に従事意志を再確認する。
- イ. コンプライアンス推進責任者は研究者とともに、研究補助者に対し、業務内容、勤務時間及び時間単価等の説明を行う。
- ウ. 研究補助者の勤務時間は、研究補助者自身が出勤票に記入し、出勤票は学務事務部門が管理する。また、研究者は月末ごとに出勤票を確認する。
- エ. 公的研究費の不正防止計画推進担当者は、研究補助者の業務の実施状況を任意に抽出して調査し、出勤票との整合性を確認する。

##### (3) 研究出張・旅費

- ア. 公的研究費における旅費の執行については、「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 科学研究費補助金の取扱いに関する規程」第7条に基づき、出張稟議書による手続きを経る。
- イ. 出張稟議書には、出張内容を具体的に記述し、支出する経費との関連を明確にする。
- ウ. 出張報告書には、出張に関する証憑書類を添付する。
- エ. 出張稟議書に記載された日程、交通手段等に変更があった場合は、その理由を出張報告書に記載する。

#### 5) 公益通報の窓口、及び窓口を通さずに行われた通報等への対応

「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 競争的資金等の管理・監査及び公益通報者保護に関する規程」第8条に基づく、公的研究費の不正事案に関する学内外からの公益通報の窓口は、学務事務部門とする。

#### 6) 不正使用防止のための警告

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用が行われようとしていること、又は不正使用への関与を求められていること等に関する通報や相談があった場合、その内容

を精査の上、当該研究者に警告を行う等、適切な措置を講じる。

### 3. 不正防止計画の実施状況の報告

統括管理責任者はコンプライアンス推進責任者とともに、最高管理責任者に対し、不正防止計画の実施状況を各会計年度の終了後にすみやかに報告する。

### 4. 不正が発生した場合の対応

#### 1) 調査委員会の設置、調査の実施、裁定

- (1) コンプライアンス推進責任者は、不正が行われた事案に関する公益通報等について、すみやかに統括管理責任者に報告する。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、調査委員会を設置して当該通報に関する調査を実施する
- (3) 調査委員会は、最高管理責任者が指名する4名以上の調査委員により組織され、調査委員には専門的知識等を有する学外者を含めることができる。
- (4) 調査委員会は、予備調査としてコンプライアンス推進責任者に対し事実の確認を依頼することができる。
- (5) 調査委員会は、当該研究者（被通報者）に対し、弁明の機会を与える。
- (6) 調査委員会は、調査の終了後、最高管理責任者に対し、速やかに調査報告書を提出する。
- (7) 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果に基づき、当該事案を裁定する。懲戒が必要な場合は「学校法人大阪音楽大学 賞罰規程」に基づき行う。
- (8) 通報者及び被通報者は、前号の裁定に不服のある場合、30日以内に最高管理責任者に対し、文書で異議を申し立てることができる。

#### 2) 競争的資金等に係る不正事案の公表

公的研究費に関する不正が判明した場合は、当該事案を公表する。

#### 3) 不正に関与した業者に対する取引停止措置

不正に関与した業者との取引について、統括管理責任者は関係事務部門に対し、一定期間又は無期限の中止を指示する。

### 5. 監査及びモニタリング

公的研究費に関する適正な事務処理を確保するため、管理事務部門、監事及び公認会計士は「大阪音楽大学・大阪音楽大学短期大学部 科学研究費補助金の取扱いに関する規程」第4条に基づき監査を行う。これに加えて、統括管理責任者及び管理事務部門長は、モニタリングと内部監査を不定期に実施し、統括管理責任者はその結果について最高管理責任者に報告する。なお、モニタリングと内部監査に関する詳細は別に定める。

### 6. 公的研究費に関わる利益相反への対応

公的研究費の応募者は、当該研究課題に関する産官学連携活動等において、企業等の他機関と本学との関係において生じる「利益相反又は責務相反」（以下、「利益相反等」という。）及び、当該研究課題について本学と応募者との間に生じる利益相反等の有無について自己申告書を提出する。応募者に利益相反等がある場合、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、当該応募者に対し、利益相反等防止のための調査を実施し、本学が利益相反等に関する事例について許容できるか否かの判断を示す。なお、応募者と生計を一にする配偶者及び応募者と二親等以

内の関係にある者についても、利益相反等における自己申告の対象とする。

#### 7. 不正防止計画の見直し

この不正防止計画は、公的研究費の不正使用防止のために、当面取り組むべき措置を掲げたものである。本学は、関係諸官庁からの情報や他の研究機関における対応状況等を参考に、必要が生じた場合は適宜この不正防止計画の見直しを行う。